

川西町既存住宅現況調査補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西町空き家バンク実施要綱に基づき、空き家バンクに登録された空き家等の現況調査（以下「現況調査」という。）に関する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、川西町補助金等交付規則（平成29年川西町規則第21号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、川西町空き家バンク実施要綱に定めるところによる。

(補助金対象者)

第3条 この要綱の規定による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる各号のいずれにも該当する空き家等の所有者等とする。

- (1) 申請日現在において町税を滞納していない者
- (2) 交付決定通知日以降、原則としてその年度の2月末日までに現況調査を終了し、かつ、補助金の交付請求を行うことができる者

(補助事業の対象となる空き家等)

第4条 補助事業の対象となる空き家等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空き家バンクに登録された空き家等であること。
- (2) 本補助金の交付を受けたことがない空き家等であること。
- (3) 個人の所有に係る空き家等（個人のみにより共有されている空き家等を含む）であること。

(補助対象経費)

第5条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う調査であって、次の各号のいずれにも該当する経費とする。

- (1) 既存住宅インスペクション・ガイドライン（平成25年6月国土交通省策定）に沿って行う現況調査及びそれに付随する調査に関する経費であること。
- (2) 国土交通省が公開しているインスペクター講習団体に現況調査の技術者として登録されている者が行う調査経費であること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額で、30,000円を限度とし、

予算の範囲内で町長が決定する。

2 前項に定める補助金の額は、1,000 円未満の端数は切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、現況調査に着手する前に川西町既存住宅現況調査補助金交付申請書(様式第 1 号)に次の各号に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 当該空き家等の登記簿謄本の写し

(2) 現況調査の見積書(既存住宅インスペクション・ガイドラインに沿った現況調査であることを示す記載のあるもの)

(3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第 8 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、川西町既存住宅現況調査補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により当該申請を行った補助対象者（以下「補助申請者」という。）に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、川西町既存住宅現況調査補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)により補助申請者に対して通知するものとする。

（補助金交付申請の取下げ）

第 9 条 第 7 条の規定による補助申請者が、当該申請を取り下げようとするときは、遅延なくその旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第 10 条 町長は、第 8 条第 1 項の規定による補助金の交付決定を受けた補助申請者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した交付金の一部について、規則第 18 条に基づき、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 法令等又はこれに基づく町長の処分に違反したとき。

(4) 補助事業者又はその者と生計を一にする同居の親族が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速や

かに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の実施）

第11条 第8条第1項に規定する交付決定の通知のあった補助事業者は、速やかに現況調査を実施し、補助事業を完了しなければならない。

（実績報告書の提出）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該調査の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第5号）に次の各号に定める書類を添えて町長に提出するものとする。

- （1）現況調査報告書の写し
- （2）調査費請求書の写し及び領収書の写し又は銀行振り込み控えの写し
- （3）既存住宅現況調査技術者の登録証の写し
- （4）その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに、川西町既存住宅現況調査補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書に基づき、補助事業者に補助金を支払うものとする。

（細則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。